

展示会活用型 人材育成研修 実施業務（連携） 委託仕様書

1 委託業務名

展示会活用型 人材育成研修 実施業務（連携）

2 目的

展示会出展を有力な経営戦略の一つと位置付け、国内で開催される全国規模展示会への出展を通じて、出展企業に対して、出展準備段階から会期中、出展後の各段階において展示会を活用した実践的な人材育成プログラムを策定・実施することにより、県内中小企業の経営強化等を支援する。

3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和3年2月28日まで

4 委託業務の内容

別紙1（展示会と研修内容）のとおり、展示会出展の各段階（出展準備、展示会出展、出展後）において、販路開拓や経営戦略策定の手法等の習得に向けた研修を実施する。

5 委託の範囲

- （1）管理運営：委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成
- （2）事業実施：研修の企画・実施、出展企業へのオンライン接続等サポート

6 委託金額

委託料の上限は500,000円（税別）とする。

7 その他

- （1）本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- （2）委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。
- （3）受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- （4）受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- （5）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （6）その他不明な点は、双方の協議により決定する。

別紙1 展示会と研修内容

展示会

展示会名	日程	場所	ターゲット	企業数
スーパーマーケット・トレードショー (SMTS 2021)	令和3年 (2021) 2/17-19	幕張メッセ (千葉県)	食品	4社

研修内容

	出展準備 1	出展準備 2	展示会出展 (会期中)	出展後
内 容	全体研修	個別研修	実践研修	フォローアップ研修
時 期	11月下旬	1月	2/17 (展示会初日)	展示会翌週
回 数	3時間程度×1回	1時間程度×4社	3時間程度×1回	3時間程度×1回
場 所	財団近辺会議室 (後日連絡)	WE B	展示会場 (千葉県)	WE B
形 式	出展企業：県内の会議室に集まり、研修を受講 講師：WE B接続	出展企業：自社でWE B接続 講師：WE B接続	出展企業：展示会場の各社出展ブースにて研修を受講 講師：展示会場で各社へ直接指導	出展企業：自社でWE B接続し、研修を受講 講師：WE B接続
研 修 項 目	- 展示会活用方法と留意事項 - 準備項目とスケジュール - 展示方法、接客方法の工夫（来客ニーズ管理シート等） - 受注獲得に向けた効果的なPR方法 - PRや商談等でのオンライン活用方法	出展企業各社の課題に対する個別対応 ※研修実施業者から出展企業へ事前に課題把握が必要	- 展示レイアウトの工夫（サンプル、パネル、人の配置等） - 接客方法 - 来場者ニーズ把握方法	- 出展振り返り - 来場者の分析（見込み客の選定、新規分野の検討等） - フォローアップ計画の策定（フォローアップ方法とアプローチ優先順位付け等）

※研修開催場所と形式については、原則上記に示したとおりとするが、社会情勢等を考慮して変更する場合がある。

別紙2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう